

通年議会導入に関する課題と対応

1 定例会の招集回数及び会期

① 会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正パターンか。

(1) パターンの説明

- 先行自治体議会パターン：全国で通年議会を導入済みの自治体議会の会期設定方法で、例えば5月から4月までを会期として、5月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である6月、9月、12月及び3月を定例会月として、本会議を再開の上、議案審議、一般質問等を行う。定例会年4回制時の議事日程をベースとしているため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ない。
- 自治法改正パターン：平成24年自治法改正で規定された会期設定方法で、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例会日）を設定する。市長は、議案等を示して定例会日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から7日以内に会議を開かなければならない。定例会日以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

(2) 検討の際の主な意見等

- 先行自治体議会パターン（新政、創風、市民クラブ、公明党）
- 自治法改正パターン（みらい）
- どちらともいえない（日本共産党議員団、会派に属さない議員）

(3) 検討結果

- 先行自治体議会パターンとする。

② 会期の始期及び終期をいつにするか。

(1) 通年議会の会期設定の事例

- 1月～12月 長崎県壱岐市
- 5月～4月 三重県四日市市、愛知県豊明市、大阪狭山市、滋賀県大津市、柏崎市
- 9月～8月 北海道根室市

(2) 検討結果

- 議員の任期を考慮し、始期は5月から、終期は翌年4月とする。

③ 一事不再議の適用の原則が長期化する問題への対応をどうするか。

(1) 現行の取扱い等

- 会議規則第 15 条において「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」と規定されている。

(2) 検討の際の主な意見等

- 会議規則を改正する。(全会派等)

(3) 検討結果

- (仮称) 翌定例月議会の提出が可能になるよう、会議規則を改正する。

④ 通年議会の場合、長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれる。原則として本会議を開会して議決することとなるが、審議方法等は執行機関と調整の上、個別案件に応じて適切に対応する必要があるのではないか。

(1) 検討の際の主な意見等

- 年度末の税条例の改正など重要な案件、条例改正、災害等の補正は、議会を開き、軽易な案件は従来どおりでよい。(創風)
- 事前に検討して決め事をつくらなければならない。(新政)
- 軽易な部分は従来どおり、年度末の税条例の改正は審議を行うよう検討する。(市民クラブ)
- 重要な案件(条例改正、災害等補正)は議会を開き、軽易な案件は従来通りでよい。(日本共産党議員団)
- 条例改正や災害対応などは議会を開き、軽易な案件は何かを決める必要がある。(みらい)
- 自治法第 180 条の軽易な案件以外は議会にかける必要がある。(公明党)
- 通年議会は、自治法第 179 条の議会を開く暇がないという部分はなくなるので、第 180 条第 1 項の軽易な案件以外は議会にかけ、審議方法は今までどおりとする。(会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- 専決処分は第 180 条第 1 項に規定する「軽易な事項」以外になるので、議会で審議する。
- 軽易な事項については、理事者と協議しながら詰めていく。

2 会議録の調製

- ① 現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配布が年 1 回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数をふやすべきではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 現行制度のまま通年議会を導入すると、年4回の定例会ごとに調製している会議録の調製、配布が年1回となる。

(2) 検討の際の主な意見等

- (仮称)定例会月議会及び(仮称)緊急議会ごとに調製する。(全会派等)
- 会議規則の改正が必要。(会派に属さない議員)

(3) 検討結果

- 現行と同様となるよう、会議規則を改正し、定例会月議会及び緊急会議(仮称)ごとに調製する。

② 現在、「会期中に限り」可能とされている発言の訂正・取り消しの期限をどうするか。

(1) 現行の取扱い等

- 会期中は発言の取消し又は訂正を可能とする会議規則第65条の規定を改正して、発言内容の確定を早めることが必要ではないか。

[参考] (発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(2) 検討の際の主な意見等

- 会議規則中の「その会期中に限り」を「その会議中に限り」又は「その(仮)審議期間中に限り」に改める。(全会派等)

(3) 検討結果

- 現行と同様となるよう、会議規則を改正する。

3 本会議、委員会等の開催経費等

① 日程がふえること等により、開催経費が増加するのではないか。

(1) 実施市議会の事例

- 変わらない。(豊明市)
- 本会議の開催日数は変わらないが、委員会の開催日数が増えている。(四日市市)
- 緊急会議にかかる経費が増える。(大阪狭山市、大津市、根室市、柏崎市)

(2) 検討の際の主な意見等

- 多少増える。(新政)
- 本会議の開催日数はそれ程増えないが委員会は多少増えるので多少経費の増加がある。(創風、公明党)

- 施行してみないとわからない。(市民クラブ)
- 変わらないと思うが増えても可。(日本共産党議員団)
- 臨機応変に対応するため増えてもやむを得ない。(みらい)
- 現在も通年議会並みに活動しているのでさほど変わらない。(会派に属さない議員)

(3) 検討結果

- 多少、経費が増加する。

② 費用弁償の在り方を検討する必要はないか。

(1) 現行の取扱い等

- 本会議及び委員会が費用弁償の支給対象となっている。

(2) 実施市議会の事例

- 支給していない。(大阪狭山市、豊明市)
- 定額から実費に変更した。(四日市市)
- 検討していない。(大津市、根室市、柏崎市)

(3) 検討の際の主な意見等

- 検討は必要ない。(新政、創風、公明党)
- 検討の余地はある。(市民クラブ)
- 必要ある。支給しない方がよい。(日本共産党議員団)
- 距離に応じて実費を検討する。(みらい)
- より多面的、科学的に検討することもやぶさかでない。(会派に属さない議員)

(4) 検討結果

- 現行通りとする。

4 議会・会派・議員の活動の在り方

① 議員の議会活動に費やされる時間が増加するとみられる反面、議員個人のための活動時間が制約を受けることが予想される。バランスのとれた議会・会派・議員活動を行うことができるか。

- 拘束の部分が未知数だが、個々の議員活動には多少、影響が出る。(新政)
- 今と大きく変わらない。一般的な社会通念で判断・整理し、議会活動を優先させるべき。(創風)
- 影響がないとはいえないが議員として対応できるよう努める。(市民クラブ)
- 通年議会でも今とモチベーションは変わらない、議会基本条例があるのでルール、申し合わせは必要ない。(日本共産党議員団)
- 一定のルールを議論してもよいが、一般的な社会通念で整理できるのではないか、議会活動が優先ではないか。新たなルールを設ける必要はない。(みらい)

- 議員個人の活動時間が激減するとは思わない。個人の努力により議員活動をすべきだ。(公明党)
- 議員活動や生活の計画が立てられなくなるおそれがある。例えば会議を再開する場合、どのような場合に欠席が許されるのかなど共通ルールが非常に重要ではないか。(会派に属さない議員)
- 精神的拘束があることや世間の厳しい目を覚悟することが大事。また、市民に制度をきちんと説明する必要もある。(会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- 個々の議員活動に任せることとし、ルールは必要ない。

5 議員の待遇

① 一年間、議会に拘束されることなどから、議員報酬の見直しは必要か。

(1) 検討の際の主な意見等

- 必要ない。(創風、市民クラブ、みらい、公明党)
- 必要がある。(新政、日本共産党議員団、会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- 議員報酬は現行通りとする。

6 市民への説明等

① 市民に対する理解の求め方をどうするか。(市民説明会、意見募集等)

(1) 検討の際の主な意見等

- 従来通りの手法でよい。(創風、新政)
- 議会だよりやホームページで周知。(市民クラブ、公明党)
- 市民説明会の開催、パブリックコメントの実施。(市民クラブ、みらい、公明党、会派に属さない議員)
- できる限りの方法で周知する。(日本共産党議員団)

(2) 検討結果

- これまで行ってきた手法(市民説明会の開催、パブリックコメントの実施など)により、市民の理解を求める。

7 委員会の管内、管外視察

① 実施時期、実施の必要性等、委員会の視察の在り方を検討する必要があるか。

(1) 検討の際の主な意見等

- 従来通りとする。(全会派)
- 必要に応じて検討することは当然。(会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- 現行通りとする。

8 議員の日程調整

① 集中的に審議する期間以外の休会中に審議等を必要とする案件が提案されることから、議員が、あらかじめ不在期間と連絡先を議長あてに報告するなどのルールをつくる必要があるか。

(1) 検討の際の主な意見等

- 4日以上不在は事前に届け出る。(創風、公明党)
- 少なくともルールは必要、通年議会が決まった段階で細部を詰めればよい。(新政)
- 議会のルール化はやぶさかでない、執行部側の日程も早目に知らせてほしい。(市民クラブ)
- 特別なルールではなく、長期間留守にするときは事務局に知らせた方がいい。(日本共産党議員団)
- 市内外、長期・短期にかかわらず事務局に報告する必要はあると同時に調整段階で予定を示してほしい。(みらい)
- 基本的に必要ない、やるにしても議員の常識的な判断でよい。(会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- ルールは作らないが、議員の常識の範囲内で報告を行う。

9 事務局体制の充実等

① 日程がふえること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。

(1) 検討の際の主な意見等

- 他市を参考に検討する。(創風)
- 増加が予想される。(新政、日本共産党議員団、みらい、公明党)
- 施行された後、状況を見て判断。(市民クラブ)
- さほど増えない。政策法務の支援機能の強化が急務(会派に属さない議員)

(2) 検討結果

- 多少、業務が増加する。

10 その他

① 検討する組織は、議会運営委員会がいいか。

- (1) 検討の際の主な意見等
 - 議会運営委員会。(創風、新政、市民クラブ、公明党、会派に属さない議員)
 - 特別委員会でも議会運営委員会でもよい。(日本共産党議員団)
 - 議会基本条例第6条に基づく検討組織。(みらい)
- (2) 検討結果
 - 議会運営委員会で検討する。

② 執行機関側職員の議会对応がふえ、市民サービスが低下するのではないか。

- (1) 検討の際の主な意見等
 - 市民サービスが低下するほど議会对応が増えることはない。(全会派等)
- (2) 検討結果
 - 現行と変わるものではない。

11 定義

① まず、用語（定義）の整理をすべきではないか。

- (1) 実施市議会の事例
 - 栃木県議会：招集会議、通常会議、臨時会議／三重県議会：開会会議、定例会議、3月会議、5月会議、緊急会議／四日市市議会・豊明市議会：開会議会、定例会議、緊急会議、議会期間、休会／柏崎市議会：(○月)定例会議、(○月)随時会議／大津市議会：定例会招集会議、通常会議、特別会議／大阪狭山市議会：開会議会、定例会議、緊急会議、閉会議会、議会期間／根室市議会：定例会議、緊急会議、臨時会、議会期間閉会期間／壱岐市議会：定例会○月会議(または定例会○月第○回会議)、審議期間
- (2) 検討の際の主な意見等
 - 市民にわかりやすい定例会議、臨時会とする。(新政)
 - 通年議会が決まった段階でつめる。(創風、日本共産党)
 - 四日市市議会などと同じでよい。(市民クラブ、公明党)
 - 最初の市長の招集を「招集会議」、現行の年4回の定例会に対応するものを「○月定例会議」(総称:「定例会議」)、現行の臨時会に対応するものを「○月第○回緊急会議」(総称:「緊急会議」)、それぞれの会議の初日から最終日までの期間を「審議期間」。(会派に属さない議員)

(3) 検討結果

- 開会議会、定例会月議会、緊急議会、議会期間とするが、施行決定前段階で再度議論する。

1.2 開議（再開）

① （仮）定例会月議会の事前の日程調整、及び（仮）緊急会議の開議（定例会の再開）に関するルール化（請求があった場合の再開日の決定等）

(1) 実施市議会の事例

- 緊急議会開会の請求があった日から原則として7日以内に開く。（四日市市、豊明市）
- 再開の請求があったときは、請求のあった翌日から7日以内に本会議を再開しなければならない。（彦根市）

(2) 検討の際の主な意見等

- 現行を基本にわかりやすく設定。（新政）
- ルール化する必要がある。（創風）
- 請求のあった日から7日以内に開く。（市民クラブ、日本共産党議員団、公明党、会派に属さない議員）
- 事前の日程調整は、理事者側と調整し半年前に決める。（公明党）
- 定例会月議会の最終日までに次回再開日を決める。（会派に属さない議員）

(3) 検討結果

- （仮）定例会月議会の次回の日程の決定方法は、理事者と協議する。
- （仮）緊急議会の開議等は、請求があった日から7日以内に開く。

1.3 請願・陳情の提出期限

① 現行の通りでよいか。本会議での参考人招致を行う場合、時間的余裕が必要ではないか。

(1) 現行の取扱い等

- 毎定例会開会日4日前を提出期限としている。

(2) 検討の際の主な意見等

- 現行通りでよい。（全会派）
- 会期中、随時受け付けることとし、その定例会月議会にかけるものについては、その定例会月議会開会日（再会日）の○日前で区切ることをとする。何日前で区切るかは、本会議での参考人招致の場合の必要日数を考慮し検討する。（会派に属さない議員）

(3) 検討結果

○ 従来通り（(仮) 定例月議会開会日 4 日前）とする。

1 4 専決処分の指定

① 通年議会に伴うものではないが、改めて地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で専決処分にしてもかまわない事項の追加はないか検討する必要があるのではないか。

(1) 実施市議会の事例

議会名	通年議会に伴い、自治法第 180 条の軽易な案件の追加、変更があったか
四日市市	議論はあったが、見直しはない 執行部からは新たに追加する必要はないという意見があった 【規定内容】①少額の権利放棄②少額の訴訟の提起、和解、調停、少額の損害賠償③市営住宅の調停、訴訟④少額の工事等変更契約
壱岐市	追加の見直しを行った 議会基本条例に 7 項目を規定した 【規定内容】①少額の損害賠償、和解②市が独自の判断をする余地がない条例改正③年度末の市債の増減、補正④年度末の補正、財源更正⑤年度末の地方税法等の改正に伴う条例改正⑥災害等の補正⑦緊急な選挙費補正
豊明市	通年議会施行後に見直した 選挙費補正、税条例改正、災害対応経費を追加した 【規定内容】①少額の工事等変更契約②少額の和解及び調停③少額の損害賠償④年度末の地方税法等の改正に伴う条例改正⑤災害等の補正、緊急な選挙費補正
大阪狭山市	項目追加（選挙費補正、税条例改正）の一部改正を検討中（1 2 月議会に議員発議予定） 【規定内容】①少額の損害賠償、和解②市職員の損害賠償責任免除③少額の権利放棄
大津市	検討したが、見直しはない 執行部からも意見がなかった 【規定内容】①少額の訴訟提起②仮処分、仮差押③市職員の損害賠償責任免除④少額の損害賠償⑤少額の和解及び調停⑥少額の権利放棄⑦新たに生じた土地の確認
根室市	執行部から意見があり、全部改正をした 【規定内容】①少額の損害賠償、和解②災害等の補正③年度末の市債の増減、補正④年度末の補正、財源更正⑤年度末の法令改正に伴う補正⑥年度末の地方税法等の改正に伴う条例改正⑦市が独自の判断をする余地がない条例改

	正
柏崎市	<p>全部改正をした</p> <p>【規定内容】①少額の損害賠償、和解②災害等（豪雪含む）の補正③年度末の地方税法等の改正に伴う条例改正④年度末の法令改正に伴う補正⑤緊急な選挙費補正⑥市が独自の判断をする余地がない条例改正⑦関係一部事務組合等の規約変更及び構成市町村数の増減</p>

(2) 検討の際の主な意見等

- 検討する必要がある。(新政、市民クラブ、日本共産党議員団、みらい、公明党、会派に属さない議員)
- 現行通りでいい。(創風)

(3) 検討結果

- 理事者と協議していく。

15 行政側の課題に対する議会の考え方

別紙のとおり

(別紙)

行政側の課題に対する議会の考え方

平成 26 年 4 月 30 日

行政側の課題

【課題 1】 市民への説明責任について

- ・市と議会は車両の両輪であることから、より良い市政の運営に努める点において、理念や目標を共存すべきと考える。市民に対する説明責任の観点からも、現状における課題の整理、導入の目的、目標、効果等を整理することが必要ではないか。
- ・これらのことを整理し、まとめたものをお示しいただくことで、お互いの議論が深まり、理念を共有することが可能になるものとする。

議会の考え方

【回答】

■趣旨

市民に、より開かれた議会、信頼される議会を実現するため、議会運営の一手法として、より迅速性のある議会運営や議会活動を活発化する必要がある。そのため、さらに議会機能を強化し、議事機関としての責務を果たすとともに、執行機関の行政活動を継続して監視することにより、緊急かつ不測の事態に対する迅速な審議決定ができる議会運営体制が整えられることから、通年議会の導入を検討する。

なお、検討にあたっては、議会と執行機関との間で、改めて導入に伴う課題の対応について、共通認識を持つ必要がある。

■目的

議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、本条例に掲げる「議会活動の原則」をより着実に遂行するため、通年議会を通じて、二元代表制の一翼を担う議会の機能を強化し、議会が市民の信託を受けた議事機関としての職責を果たすことを目的とする。

- (1) 議会開催の主導権の確立
- (2) 委員会活動及び議員活動の充実

■効果

- ① 議長の権限で議会が開催できる。
- ② 地方自治法第 180 条以外の専決処分がなくなり、議会が判断できる。
- ③ 時期を逸することなく契約や例規などを審議し決定できる。
- ④ 委員会等での審査の充実が図られる。
- ⑤ 市民が議会に参画できる選択肢が拡大する。

行政側の課題

【課題 2】 専決処分について

- ・ 事案が発生し、即時に財政出動の必要が生じた際に既決予算や予備費が不足している場合は、議会を開き、議決を経る暇がない。

【事例 1】

○ 案件

平成 24 年度豪雪の災害救助法適用に伴う要援護世帯に対する除雪委託料及び市道除排雪委託料の増額補正

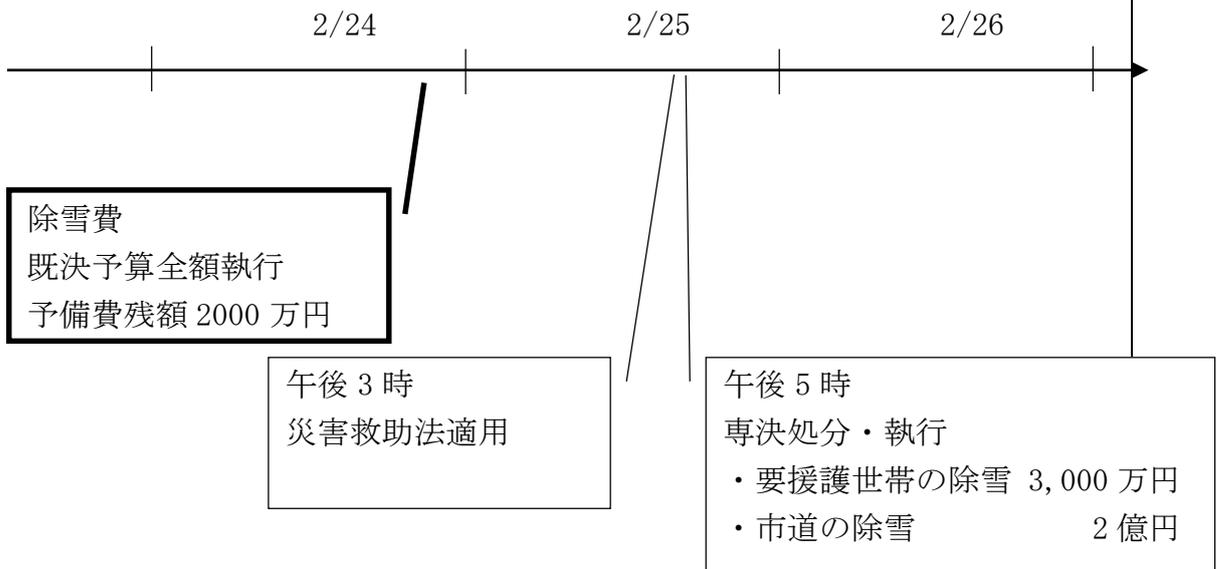
○ 専決日

平成 25 年 2 月 25 日（災害救助法適用日）

○ 専決理由

- ・ 災害救助法適用日に要援護世帯に対する除雪委託料を予算措置する必要があったが、法適用日があらかじめ判明せず、議会を開く暇がなかったもの
- ・ 市道除排雪委託料の不足分が予備費の残額を上回っていたため、歳出予算の補正をせざるを得なかったもの

○ イメージ図



議会の考え方

【回答】・・・理事者側との協議調整が前提

課題として検討した結果は、専決処分は地方自治法第180条第1項に規定する「軽易な事項」以外になくなるので、議会で審議するとした。

なお、専決処分の取り扱いについては、先例議会の状況を参考にし、執行機関とも十分な協議をしながら進めていく必要がある。

【事例1】

- ・災害救助法の適用については、適用基準が示されており、予め予測できる事態である。
- ・降雪予報等から随時予算化を行うことは可能ではないか。また、予備費の残額を執行し応急措置を行いながら、予算更正を行うことは可能と思われる。

【事例2】

- ・解散の日が突然発生するものではなく、予測・想定範囲で準備が可能ではないか。従って、予め積算見積もりができるものとする。
- ・金額確定が困難な場合には、随時、開かれる議会において予算更正も可能と思う。

行政側の課題

【課題3】 事務量の増加等について

議案の調整、資料作成、答弁対応など現在でも議会関係事務等に200日以上を費やし、膨大な事務が発生している現状にある。今後、さらに限られた財源、限られた人員での行政サービス継続が求められる中で、負担が増大する感が否めない。

議会の考え方

【回答】

議会としても課題の一つに上げ検討し、職員の対応が増えるとの意見があったが、現行と変わるものではないと意見集約した。議会が市民の信託を受けた議事機関である以上、市民が納得のいく議会運営は当然のことであり、そのことが議会の責務であるとする。

行政側の課題
<p>【課題４－(1)】 幹部のスケジュール確保について</p> <p>現状では、市長及び議長のスケジュール並びに議会、行政双方の行事や活動日程を考慮しながら議会日程を組んでいる。通年議会で議長が緊急に議会を開催する場合で、既に市長等のスケジュールが確定しており、出席しなければならない事案の場合など、結果的に議会開催が遅れるなど影響が生じるのではないかと。</p>
議会の考え方
<p>【回答】</p> <p>議長に議会の開催の権限があるとして、一方的に議会だけで日程を決めることはない。これまで通り理事者側と日程の調整を行い審議の時機を逸することがないようにする。</p>

行政側の課題
<p>【課題４－(2)】 幹部のスケジュール確保について</p> <p>災害対応などの事案が発生した時に議会対応に専念できる体制が確保できるのか、関係業務に影響が生じないか不安がある。</p>
議会の考え方
<p>【回答】</p> <p>議会側も災害対策特別委員会で災害時における議会の行動指針を検討中であり、並行して、議会、行政双方が適時的確に会議を開催する態勢を整える検討を行う。</p>